

「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存知ですか？

今もなお存在する部落差別を解消するために、2016年12月16日に施行されました。部落差別のない社会、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

法律の概要

現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、国に対し、部落差別の解消に関する施策を講ずるほか、相談体制の整備、教育・啓発および、実態調査の実施を定め、地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえながら、実情に応じた施策を実施することを定めています。

部落差別とは

部落差別は、歴史的な発展過程で形づくられた、日本固有の重大な人権問題です。「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする問題が現在においても、なお、存在しています。

あなたや親しい人が結婚や就職する際、身元調査をされたらどう思いますか。出身地を理由に断られたら、納得できますか。

部落差別は、差別される人の問題ではなく、差別する人たちの問題です。問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識をもって行動することが大切です。

人権に関しての相談・問い合わせ等は、
由布市人権・部落差別解消推進課までご連絡下さい。

☎ 097-582-1111（内線1360・1361）

人権相談ダイヤル（法務局相談専用電話）ご案内

■みんなの人権110番・女性の人権ホットライン

☎ 0570-003-110

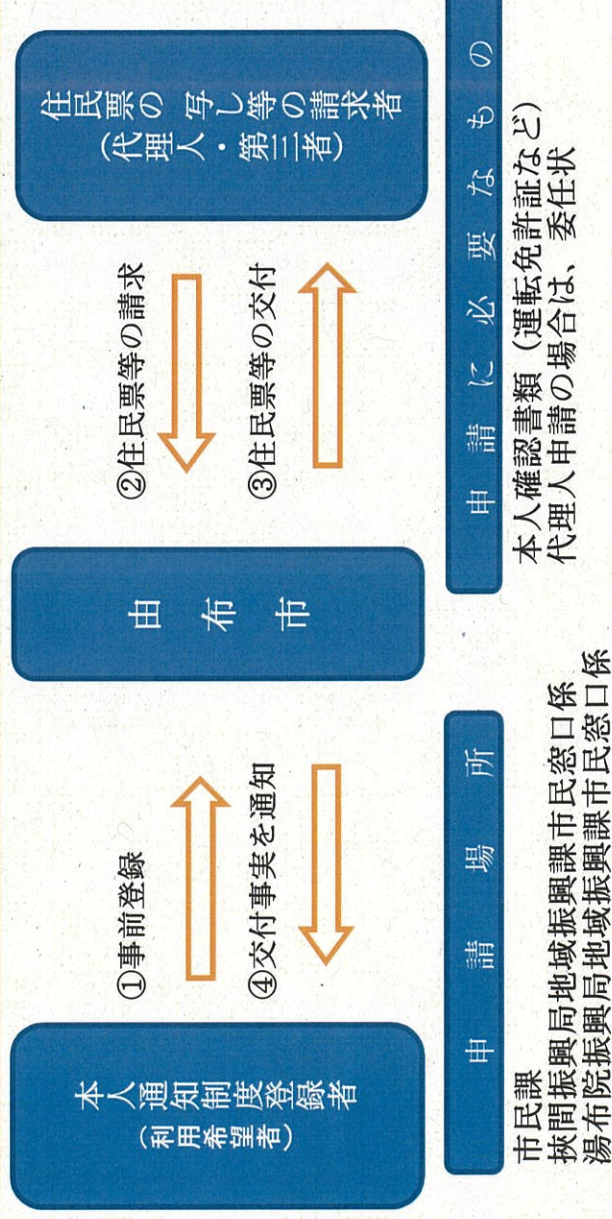
■こどもの人権110番

☎ 0120-007-110

本人通知制度をご存知ですか？

本人通知制度は、本人の代理人や第三者に戸籍や住民票などを交付したとき、本人へ通知することにより不正請求の早期発見など、不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的としています。

事前に登録しておく、自分の戸籍や住民票が第三者に交付されたときに市役所からお知らせします。



※代理人とは、委任状により代理人と定められた方です。

※第三者とは、自己の権利の行使又は義務の履行のため、住民票の写し等を請求する「正当な理由」がある個人又は法人及び国家資格を持つ8業士をいいます。(8業士とは、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士です。)

※手続きについて、詳しくは市民課、または挾間・湯布院振興局地域振興課の市民窓口係でお尋ねいただくか下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 ・市民課 097-582-1111 (内線1142・1143)